

○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「四」を削る。

一〇十一 「略」

十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式

第十五まで

十三〇十四 「略」

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別

措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六～二十三 〔略〕

第二条～第七十四条 〔略〕

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第七十五条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」及び「(2) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第二及び様式第四中「㊦」及び「(2) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(1) 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊦」及び「(2) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第五中「㊦」及び「(2) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、同様式備考

(4)を同様式備考(3)とし、様式第六中「㊤」及び「(2) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第七から様式第十まで及び様式第十二中「㊤」及び「(3) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」
、 「(5) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」
、 「(7) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」
、 「(10) 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」
を削り、様式第十一中「㊤」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

第七十六条～第九十六条 〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。